

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、加藤雄一氏、加藤蓉子氏および加藤雄一ホールディングス株式会社（以下「加藤氏ら」といいます）から提起された訴訟について、2019年3月8日に東京地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 判決のあった裁判所および年月日

東京地方裁判所 2019年3月8日

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 : 加藤雄一（元取締役、株主）、加藤蓉子（株主）、  
加藤雄一ホールディングス株式会社 代表取締役 加藤祐子（株主）
- (2) 所在地 : 東京都文京区本駒込一丁目14番4号地

3. 訴訟の内容

- (1) 加藤雄一、武田栄一、尾関友保および米倉誠一郎がいずれも被告（当社）の取締役の地位にあることを確認する。
- (2) 被告（当社）の2018年6月21日付けの第70期定時株主総会における修正動議（加藤雄一、武田栄一、尾関友保および米倉誠一郎の4人に代えて小谷健、中野隆平および福島正を取締役に選任するとの修正動議）を可決する旨の決議が存在しないことを確認する。

(予備的請求)

上記修正動議を可決する旨の決議を取り消す。

- (3) 訴訟費用は被告（当社）の負担とする。

4. 訴訟の経緯

当社は、2018年8月24日、株主である原告から上記3. を求める訴訟を提起されたものですが、当該株主総会の議事運営は適法であると主張し、原告の主張に対し全面的に争っていません。

5. 判決

- (1) 原告（加藤氏ら）の主位的請求をいずれも棄却する。
- (2) 被告（当社）の2018年6月21日付け第70期定時株主総会における小谷健、中野隆平および福島正を取締役に選任するとの決議を取り消す。
- (3) 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告（加藤氏ら）の負担とし、その余を被告（当社）の負担とする。

6. 今後の見通し

判決の(2)は当社としては受入れがたい内容であり、判決内容を詳細に精査した上で、控訴を含め、今後の対応を検討してまいります。

以上